

岩美町置き配ボックス購入設置事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩美町置き配ボックス購入設置事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、脱炭素社会の実現に向けて、町内の住宅における置き配ボックス設置を推進することで、再配達によって発生する温室効果ガスを削減し、併せて運送事業者の負担軽減にも寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 住宅とは、町内にある自己の居住の用に供する住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する住宅を含む。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 一戸建ての住宅
 - (2) 共同住宅（自己の居住の用に供する部分に限る。）
- 2 置き配ボックス 配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 縦、横及び高さの3辺の長さの合計が100センチメートルの物品を収納することが可能なもの
 - (2) 耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具（以下「固定具等」という。）で固定されたもの

(補助金の交付等)

- 第4条 第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、補助金の交付は同一世帯につき1回限りとする。
- 2 本補助金の額は、同表第4欄に掲げる額（当該額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
 - 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金を交付しないものとし、その理由を付して通知するものとする。
 - (1) 虚偽その他不正な行為によるもの
 - (2) 当該補助事業等の目的を逸脱する恐れがあるもの
 - (3) その他町長が不相当と認めるもの

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、購入した日から6ヶ月以内または、購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提

出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 置き配ボックスの仕様を説明する資料の写し
- (3) 置き配ボックスの設置状態を示す写真
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付の申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 町長は、本補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金等交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の申請内容に偽りがあったとき又は不正行為があったときは補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助金の額
岩美町置き配ボックス購入設置事業	町内に住所を有し住民登録している者であって、町内の住宅に置き配ボックスを設置する者	以下に掲げる住宅用置き配ボックスの設置費用 ・置き配ボックス及び付属品（鍵・錠前、固定具等）の購入に要する費用 ・置き配ボックスの設置、固定に要する費用 ※運搬に係る費用は除く。	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は10千円のいずれか低い額

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

岩美町長 様

申請者 住 所 岩美町大字
氏 名
(連絡先)

補 助 金 等 交 付 申 請 書 兼 請 求 書

岩美町置き配ボックス購入設置事業補助金交付要綱により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業等の名称	岩美町置き配ボックス購入設置事業		
2 補助金請求額	円		
3 添付書類	・領収書の写し・設置状況がわかる写真 ・置き配ボックスのサイズ等がわかるもの (カタログ等の写し)		
4 メーカー名等	メーカー名		
	商品名		
	品番		
5 設置場所	岩美町大字		
6 購入年月日	年 月 日		

支給決定した補助金を次の口座へ振り込んでください。

☐ 岩美町公金振込口座（既に登録済みの口座） ☐ 下記の口座（申請者名義に限る）

金融機関名					支店名			普通 当座 その他
口座番号						口座名義人		

※「下記の口座」を選択し、口座情報を記入した場合は、その内容が確認できる通帳等の写しを添付してください。

様式第2号(第6条関係)

第 号
令和 年 月 日

申請人 住所 岩美町大字
氏 名 様

岩美町長 長戸 清
(公 印 省 略)

補 助 金 等 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました岩美町置き配ボックス購入設置事業補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、岩美町置き配ボックス購入設置事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助事業等の名称

岩美町置き配ボックス購入設置事業補助事業

2 補助金交付金額

金 _____ 円